

裁 決 書

第200800205966号

審査請求人

処分庁

米子市福祉事務所長 安田 明文

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成21年2月9日付けで提起された生活保護費紛失による生活保護費再支給に係る保護変更申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

米子福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成21年1月16日付けで行った保護変更申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

請求人が主張するところは、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

平成21年1月16日付けで処分庁が行った生活保護費紛失による生活保護費再支給を求める保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

紛失した生活保護費（以下「保護費」という。）の再支給を求める保護変更申請（以下「変更申請」という。）について、処分庁は、「今回の遺失は、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず遺失したことが挙証されず、不可抗力と認められなかった」として、この変更申請の却下処分を行った。

しかし、紛失した保護費の再支給がなければ、最低生活費を下回る生活を強いられるため保護費の再支給を求める。

第2 処分庁及び請求人の主張

1 処分庁の主張

処分庁が保護費の再支給が認められないと弁明書で主張する理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求人は視覚障害2級であるが、家賃等の支払いのために、銀行から払出しを受けた現金の一部を封筒に入れる行為を、毎月、習慣として行っていたと思慮されることから、当該行為が特別に困難を伴うものではない。

また、請求人から聴取した紛失時の状況からは、社会通念上一般に要求される程度

の注意をしていたとは認め難く、保護費を紛失したとされる際に、通行中に他人がぶつかって持ち物が散逸した等第三者の行為もなかったことから、その他不可抗力による遺失には該当しないと判断したものである。

- (2) 生活保護の制度の趣旨をかんがみれば、保護費の再支給は、生計の維持に急迫した事態を生じている場合に限り行われるべきである。遺失した現金は家賃等の支払に充てる予定であったものであり、請求人が居住しているアパートの管理人から聴取したところ、現金を遺失した後、平成20年11月分及び同年12月分の家賃等が支払われていたことから、請求人に急迫した事態が生じているとは認められないものである。

2 請求人の主張

請求人が第1で主張する理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、反論書において視力障害のため落とした時に気づかなかったと主張する。さらに平成21年3月16日の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)第25条の規定に基づく口頭による意見陳述(以下「口頭意見陳述」という。)において、「処分庁は注意力が足りないから保護費を落とされたと言われるが、実際に保護費を落とす前までは、今まで保護費を落とされたことはなかったので、自分もそこまで注意をしていなかったかもしれないが、今回、実際に保護費を落としてからは注意するようになった。また、処分庁は、紛失について不可抗力はないと言うが、誰しも実際に落とすまでは気をつけないと思う。毎回毎回落として、こういうふうには保護の再支給をお願いするのであれば、注意力が足りないと言われるのは理解できるが、今回が初めてであり、実際に自分も落とすつもりもなかったし、わざと落とす人もいないと思う」と主張している。
- (2) 請求人は、反論書において保護費の紛失によりいまだに生活に困っていると主張し、さらに口頭意見陳述において、「保護費を落とされたことで、日々の食費等を削らざるを得なかった。また、自分は糖尿病を抱えているが、物を食べていないことにより起こる低血糖の症状も頻繁にあり、節約に苦勞していた」、「11月頃に、家主から12月中に未払いの家賃を納めなければ、アパートの鍵を取り替えるとの通告を受けたことから、遅れていた未払いの家賃については、12月上旬に支給された保護費の一部から本来10月末日までに支払う家賃を一旦支払い、12月中旬に支給された年金で、本来11月末日までに支払う家賃を支払ったが、この辺りから生活が徐々に苦しくなってきた」と主張している。

第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が、処分庁から提出された弁明書及び関係書類、請求人から提出された反論書及び口頭による意見陳述録取書の本件処分に係る書類等を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- (1) 請求人は、既に支給されていた平成20年10月分の保護費の一部を紛失したことに気づき、その旨を平成20年10月30日に処分庁に報告した。
- (2) 請求人は、同年12月18日付けで、紛失した保護費の再支給を求める保護変更申請を行い、処分庁は同日付けで受理した。
- (3) 処分庁は、請求人の変更申請に基づき、保護費の再支給を行うかどうかの判断に必要な調査を実施したところ、その結果は次のとおりであった。

ア 請求人が持つ銀行口座の残高は、現在は未使用の4銀行5口座に計1,287円あった。また、日頃請求人が使用している1銀行1口座の出金状況を確認した。

イ 請求人の兄は、米子市内に居住していることを確認した。

ウ 請求人から保護費を紛失した経緯を聴取したところ、その内容は、「10月15日に年金が支給されて、その日かその次の日には合銀の西支店でお金を引き出した。家賃等の支払いのために4万円を分けて封筒に入れ、月末近くに請求がきたら支払うつもりだった。書類などを持って外出するときいつも持って行くウエストポーチの中に入れっぱなしにしていたのだが、封筒がなくなっていることに気が付いた。ポーチを空けたのは平成20年10月28日に鳥大に行ったときか市役所なので、その時そこで落としたのだと思う。鳥大の受付と内科にはすでに問い合わせたが見つからなかった。11月半ばに角盤交番に遺失届を出した」とのことであった。

エ 平成20年11月13日に請求人から角盤交番に遺失届が提出されていること、その際、請求人は角盤交番に対して「10月20日から26日の間に、西町から末広町の間で4万円の入った封筒を落とした。」と申出ていたこと、また、請求人が紛失した金銭については、まだ見つかっていないことを確認した。

オ 請求人の家賃の支払い状況について、「大体期日までに家賃等を納入しているが、10月末及び11月末が納入期日の家賃等については、お金を落としたので待つて欲しいとの申し立てがあった。しかし、そのお金については12月15日に2ヶ月分まとめて支払われている」と請求人の大家であるリアルトラスト（以下「不動産屋」という。）から聴取した。

カ 請求人から保護費を紛失した当時の請求人の手持金額は、1万円から2万円であったことを聴取した。

(4) 処分庁は、平成20年12月18日付けの請求人からの変更申請に対し、平成21年1月16日付けで「今回の遺失は、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず遺失したことが挙証されず、不可抗力と認められなかったため」との理由で、却下処分を行った。

第4 当審査庁の判断

(1) 本件処分は、請求人が支給された保護費の一部を紛失したため、その再支給を求める変更申請を行ったことに対し、処分庁は、「今回の遺失は、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず遺失したことが挙証されず、不可抗力と認められなかったため」との理由で変更申請を却下したものである。

(2) 保護費の再支給は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）によると、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」などにできるものとされており、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）によると「その他の不可抗力」には「遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」とされており、遺失の場合は警察への遺失届の提出をさせることとされている。

(3) 保護費は、これを所定の方法で相手方に交付すれば給付としては完了している

ものであり、不可抗力があったとしても、保護の実施機関は、いかなる事情の場合も当然に保護費の再支給の義務を負うものと解すべきではない。

保護の実施については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第9条において、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」といういわゆる「必要即応の原則」に基づくものとされており、保護を実施するに当たっては個々の世帯の状況等を十分に把握し、その点に着目した運用を行い、個別・具体的になされるべきものである。

即ち、「社会通念上一般に要求される程度の注意を行っていたにもかかわらず、保護費を紛失したと認められる事情があることを前提とし、保護費を紛失したことで、以後の生計維持に支障が出る程の事態が生じるか否か」ということを、客観的事実に基づき、個別の事例ごとに判断を下すことが求められる。

(4) まず、「社会通念上一般に要求される程度の注意を行っていたかどうか」という点に関して、双方の主張を検討する。

処分庁は第2の1の(1)のとおり主張しているが、いずれの理由も、保護費を紛失したとされる際の状況のみにしか着目していないことから、処分庁が主張する「社会通念上一般に要求される程度の注意を怠っていた」とする判断には、具体的根拠が希薄であり、不十分であると認めざるを得ない。

一方、請求人は、第2の2の(1)とおおり処分庁の弁明に対して反論しているが、「社会通念上一般に要求される程度の注意をどの程度行っていたかどうか」という点に関して、説得力のある主張をしているとは認められない。

このようにみると「社会通念上一般に要求される程度の注意をどの程度行っていたかどうか」という点に関しては、「いつ」、「どのようなときに」、「どういった状況で生じたのか」という事実を立証する必要があるところ、双方とも十分な立証がなされていないと言わざるを得ない。

(5) 審査庁においては、行服法第30条に基づく「審尋」を平成21年3月21日に実施し、請求人の日々の通常的生活・行動様式、金銭管理状況等の詳細を把握し、保護費を紛失した事実について、アからウまでのとおり確認した。

ア 請求人の日々の生活及び行動様式について

請求人は、保護費を紛失したとされる平成20年10月中旬から下旬の間においては、日曜日に1週間の食材等の買い物を行うため近所のスーパーに行き、持病である糖尿病の通院及び入院中の友人の見舞いのために鳥大附属病院に週3回程度の外出をしていた。

また、外出する際は、通常、腰に巻くウエストポーチを持参しており、このウエストポーチには、糖尿病の治療に必要なインシュリンの注射器、携帯灰皿、身体障害者手帳、鳥大附属病院の予約票等を入れており、通常、ウエストポーチにはお金を入れていなかった。

イ 日々の金銭管理の状況について

請求人は、年金及び保護費が銀行に振り込まれた際は、通常、振り込まれた額を一度に全額引き出し、そのお金を銀行に備え付けの封筒に一旦入れて、自宅に帰ってから、家賃等の支払いのお金と日々の生活に必要なお金（以下「生活費」という。）を分けて、それぞれ別々の封筒に入れて、自宅の決まった場所で管理

し、生活費用のお金の中から、必要に応じて、財布の中に補充していた。

また、外出する際に所持する金銭は、通常、財布の中にあるお金のみであり、支払いの予定がない金銭を外出時に持ち歩く習慣はなかった。

ウ 保護費を紛失したと思われる際の行動について

請求人は、保護費を落としたとされる日に、家主に家賃を支払うことを考えていたため、家賃等の支払いのために保管していた4万円の入った封筒がウエストポーチに入っていたことは記憶している。

午前8時30分の米子市役所（以下「市役所」という。）の開庁を目指して、午前8時頃に自宅を出発した。家主である不動産屋が開くのは9時30分頃であり、場所は請求人が住むアパートの1階であるので、その日の用を終えて、自宅に戻るついでに家賃を支払うことを考えていた。その日は、市役所に行った後、米子駅前のサティに寄り、その後、病院に行き診察を受け、その後、再び米子駅前のサティに寄り自宅に帰ったが、家賃を支払うことを忘れたまま自宅に戻った。その後、記憶は曖昧であるがおそらく家主からの請求書が届いた時に、家賃を支払っていないことを思い出し、その時に、ウエストポーチに入れていた4万円の封筒が無くなっていることに気づいた。外出した際に、ウエストポーチを開けたのは、病院での診察時、米子駅前のサティに寄った際、タバコを吸うために携帯灰皿を取り出した時以外には思い出せないもので、その際に4万円の封筒が入ったお金を落としたと思うとのことであった。

- (6) (5)で確認した事実によると、ウエストポーチを開けた際に、何らかの原因で保護費の入った封筒を落とし、請求人がそれに気づかなかったため、遺失したものと推認される。また、請求人の日常的な金銭管理状況を見る限り、請求人が社会通念上一般に要求される程度の注意を払って金銭管理をしていなかったとまで言えず、請求人が視覚障害2級の障害者であり障害がない者に比べて視力及び視野が狭いことから、ウエストポーチから封筒が落ちたことに気付かなかったことをもって請求人に注意が足りなかったと判断することはできない。

以上のような審査庁において確認できる事実等を総合的に勘案した上で判断すると、請求人は「社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたものと認められる。

- (7) 次に、「保護費を紛失したことで、以後の生計維持に支障が出る程の事態が生じるか否か」という点については、処分庁は第2の1の(2)のとおり、「生活保護の制度の趣旨をかんがみれば、保護費の再支給は、生計の維持に急迫した事態を生じている場合に限り行われるべきである」と限定的に解釈しているが、保護費の再支給を行うかどうかについて取るべき解釈は第2の(3)のとおりであるので、処分庁の解釈は十分なものであるとはいえない。

また、請求人が遺失した金銭が本来家賃等に充てられるべきものであり、遺失以後、それが支払われているからという理由で、請求人の生計維持に支障をきたした事態は生じていないと判断している点についても、請求人の日々の生活における支出状況の詳細を踏まえ、保護費を紛失したことによる以後の請求人の生活に生じる影響の度合い等も勘案した判断となっていない点で、処分庁の判断は不十分であると認めざるを得ない。

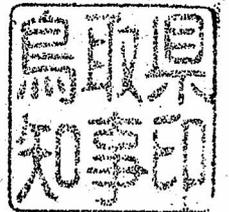
一方、請求人は第2の2の(2)のとおり主張しているが、請求人は、生活保護法

に定める被保護者であることから、家賃等に充てる予定であった金銭を紛失した場合において預貯金等もわずかであり、扶養義務者からの臨時的な援助もない場合は、請求人が「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）に定める基準生活費」の範囲内で、その後の生活費のやり繰りをしなければならぬ事態となることは容易に想像できるものであり、保護費を紛失して以後に、遅れていた2ヶ月分の家賃を平成20年12月に支払っていることについても、保護費の紛失のために本来家賃を支払うべき時期を遅らせて支払わざるを得なかったことの表れであり、家賃を支払うべき時期を先送りすることで日々の生活のやり繰りを行っていたことがうかがえるものであり、請求人においては、保護費を紛失したことで、以後の生計維持に支障が出る事態が生じると認定することが妥当である。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行服法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成21年3月31日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治



この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

また、処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しに係るものには米子市、裁決の取消しに係るものには鳥取県を被告として（訴訟において、米子市を代表する者は米子市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となる。）、提起することができる。なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求をした場合には、処分又は裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。